

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付についてのQ & A

(令和5年5月作成)

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る届出に際し、不明な点がある場合は参考にしてください。
Q & Aにない状況で判断に困った場合には、介護保険課までお問い合わせください。

Q 1 申請が必要となる時期について

- A 1 ・新たに福祉用具貸与の例外給付を受けようとする場合
- ・認定の更新（コロナ延長は除く⇒Q 2参照）、または区分変更後も継続して例外給付を受ける場合
 - ・書面の確認が必要な貸与品目を追加する場合
 - ・居宅介護支援事業所を変更した場合
- ⇒居宅介護支援事業所変更の場合に、本人の状態像に変化が見られない場合は、サービス担当者会議の開催にあたり、従前の居宅介護支援事業所等が所持している医師からの医学的な所見を用いることを認めます。

Q 2 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い（コロナ延長）への対応について

- A 2 コロナ延長は、従来の認定期間に新たに12ヶ月までの範囲内で期間を合算する取扱いであることから、コロナ延長での確認申請書類の再度の提出は不要です。

Q 3 市への書面確認が不要な場合について

- A 3 認定調査の結果を基に、2ページの「可否の判断基準」に該当する場合には、届出不要です。

**** 注意点 ****

①車いす②車いす付属品 ⇒ (2)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」

⑧移動用リフト ⇒ (3)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」

⇒上記に該当する状態像の軽度者に対しては、対応する調査項目がありませんので、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言ができる者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより貸与の必要性があると判断した場合には、届出不要となります。

軽度者の福祉用具貸与で、市への書面確認が不要な場合について

対象外種目	厚生労働省が示す状態像	可否の判断基準
① 車いす ② 車いす付属品	(1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 : 歩行「3. できない」 ケアマネジメントを通じ、指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断
③ 特殊寝台 ④ 特殊寝台付属品	(1) 日常的に起き上がりが困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 : 起き上がり「3. できない」 基本調査 1-3 : 寝返り「3. できない」
⑤ 床ずれ防止用具 ⑥ 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 : 寝返り「3. できない」
⑦ 認知症老人徘徊感知器	<u>次のいずれにも該当するもの</u> (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある (2) 移動において全介助を必要としない	(1) <u>次のいずれかに該当すること</u> ア. 基本調査 3-1 : 意思の伝達「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 イ. 基本調査 3-2～3-7 : 記憶・理解のいずれか「2. できない」 ウ. 基本調査 3-8～4-15 : 問題行動のいずれか「1. ない」以外 エ. 主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合 (2) 基本調査 2-2 : 移動「4. 全介助」以外
⑧ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8 : 立ち上がり「3. できない」 基本調査 2-1 : 移乗「3. 一部介助」または「4. 全介助」 ケアマネジメントを通じ、指定介護予防支援事業者・指定居宅介護支援事業者が判断 ※昇降座椅子を除く
⑨ 自動排泄処理装置	<u>次のいずれにも該当する者</u> (1) 排便が全介助を必要とする者 (2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 : 排便「4. 全介助」 基本調査 2-1 : 移乗「4. 全介助」

※①～④及び⑧については、対応している基本調査項目が、いずれかに該当すれば貸与費の算定が可。

⑦及び⑨については、対応している基本調査項目が、いずれにも該当すれば貸与費の算定が可。

Q 4 届出の遡りについて

A 4 【遡りを認める場合】

- ・医学的な所見を確認した日以降に利用を開始し、当月末までに届け出がある。
- ・暫定で要介護2以上のプランを作成していたが、認定結果が軽度者となり、認定審査会からあまり時間が経過していない。
- ・更新申請において、以前も軽度者申請を行った福祉用具貸与の利用があり、ケアマネジャーが認定有効期間の切れる前に適切に医療機関への照会を行っていた場合で、新しい認定有効期間が開始された月内に申請がある。

【遡りを認めない場合】

- ・医学的な所見確認前に利用した。
⇒軽度者申請の流れとしては、医師の所見を得る⇒医師の所見を踏まえサービス担当者会議⇒市の確認です。医師からの医学的な所見は必ずしも文書で得ることまでは必要とされていません。電話や本人の受診に付き添った場合に口頭で確認し、支援経過に記録しておけば医師の医学的な所見として足りるので、原則医師の医学的な所見を確認しない状態での福祉用具の算定はできません。
- ・ケアマネジャーの都合等により提出を忘れていた。
⇒月を跨いだ遡りは認めません。申請月の算定となります。保険給付を行っていたことを確認した場合は、給付費の返還を求めます。(費用負担に関しては、ケアマネジャーのミスであるため、利用者と事業所で調整してください。)

Q 5 医学的な所見の様式について

- A 5** ホームページに掲載している様式はいわき市が作成した任意様式であるため、これ以外の様式による届出も可能です。

Q 6 旧様式による届出について

- A 6** 令和5年6月1日より、旧様式による届出は受付しておりません。

ホームページに掲載されている新様式により届出くださるようお願いいたします。

※様式変更の理由について

- ・現在使われていない経過的要介護という区分欄が残っている。
- ・軽度者申請が必要となる場合がある貸与品目の自動排泄処理装置の表記がない。
- ・自動排泄処理装置は要介護2または要介護3の方も軽度者にあたるが区分欄がない。